

静岡県告示第46号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和4年1月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社東海 美工	浜松市中区北 寺島町 211 番 地の 8	児童発達支援 るれいるーむ 沼津	沼津市大手町 3-6-10 駅前 ビル 4 階	令和 4 年 1 月 1 日	児童発達支 援	特定なし
株式会 社 ク ラ・ゼミ	浜松市中区田 町 230 番地の 15	こどもサポー ト教室「きら り」磐田駅前 校	磐田市中泉 1 丁目 4-12	令和 4 年 1 月 1 日	児童発達支 援、放課後 等デイサー ビス	特定なし
株式会社ブル ーオレンジ	静岡市葵区鷹 匠二丁目 3 番 5 号	エミナ・イン ターナシヨナ ル 富士中央 教室	富士市米之宮 町 208 番地	令和 4 年 1 月 1 日	児童発達支 援	特定なし